

厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準等一覧）

当院は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、地方厚生局に届出を行った上で、以下の施設基準に基づき診療および診療報酬の算定を行っています。

◆ 在宅療養支援診療所

当院は在宅療養支援診療所として、在宅で療養されている患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制を確保しています。

◆ 機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況や処方薬の把握、および必要に応じた管理
- 専門医療機関への紹介
- 健康診断の結果等の健康管理に関する相談・対応
- 介護・保健・福祉サービスに関する相談・対応
- 夜間・休日の問い合わせへの対応

◆ 時間外対応加算

診察時間外において、継続的に受診している患者様からの電話による問い合わせに対して応じる体制を整備しています（クリニック電話番号から診察時間外も転送になっています。やむを得ない理由で出れなかった場合、留守番電話にいらしていただければコールバックいたします）。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

◆ 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進するため、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は、受付窓口にてお申し出ください。

◆ 電子的診療情報連携体制整備加算

以下の医療 DX を通じて質の高い医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- マイナ保険証を利用できる体制
- 電子処方箋の発行する体制
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制（導入予定）

◆ 外来感染対策向上加算

当院では、院内感染防止対策を徹底し、地域の基幹病院や医師会等と連携して、定期的な感染症対策のカンファレンスや情報共有を行っています。また、発熱や感染症が疑われる患者様については、動線を分けた診療（トリアージ）を実施しています。一般の患者様と発熱患者様の動線を分けるため、受診前には必ず電話予約をお願いいたします。

◆ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

当院では、地域の薬局や医療機関と連携し、災害時や新興感染症の発生時等において、医薬品の安定供給や在宅での持続的な薬物療法を支援・維持できる供給対応体制を確保しています。

◆ 在宅時医学総合管理料

通院が困難で、在宅での療養を行っている患者様に対し、同意を得た上で、計画的な医学管理のもとに定期的な訪問診療（往診を含む）を行っています。

◆ 在宅医療情報連携加算

患者様の同意を得た上で、ICT（情報通信技術）や国が推進する連携システム等を活用し、連携する訪問看護ステーション、薬局、ケアマネジャー等の関係機関と、リアルタイムで正確な診療・介護情報を共有・連携して在宅医療を提供しています。

[北池調剤薬局、セントケア訪問看護ステーション豊島、ひかわした訪問看護ステーションサテライト南池袋、訪問看護ステーションはなえみ池袋 等]

◆ 在宅がん医療総合管理料

在宅で療養を行っている末期のがん患者様に対し、痛みの緩和（緩和ケア）を含めた総合的な医学管理および計画的な訪問診療・看護・指導を行っています。

◆ がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者様に対し、WHO 方式のがん性疼痛治療法に基づき、適切な医療用麻薬の管理や療養上の指導を行っています。

◆ ニコチン依存症管理料（禁煙外来）

禁煙を希望される患者様に対し、医師のサポートのもと、計画的に禁煙治療を行っています。なお、施設基準に基づき、【当院の敷地内は全面禁煙】となっております。

◆ がん患者指導管理料

がん患者様やそのご家族の不安を軽減し、適切な治療を受けていただけるよう、医師、看護師、薬剤師等の多職種が連携し、治療方針、心理的不安への対応、抗がん剤の副作用対策等について、文書を用いて分かりやすく説明・指導を行っています。

◆ 生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

令和6年6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』の作成にどうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合がございます。

◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院では、物価高騰への対応および良質な医療サービスを安定して提供するため、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を行うことを目的として、本評価料を算定しております。いただいた診療報酬（加算）の全額は、対象職員（医師を除く看護師や事務職員等）の処遇改善に充てています。

◆ 外来・在宅物価対応料

当院では、昨今の急激な物価高騰（電気・ガス代等の光熱水費、診察・治療で使用する医療材料費など）に対応し、患者様へ安心・安全で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

あずま通りクリニック

院長 久保 信彦